

へらすべえ

会津若松市ごみ情報紙

令和7年9月号

No.17



シュレッダー古紙や封筒もリサイクルしています！

ペットボトルもきれいにすすいでリサイクルしています。

ダンボールは量がまとまったら回収業者に渡しています！

行仁町 (株)南進測量にて

特集

家庭でも事業所でも
みんなで取り組もう
ごみの適正排出と減量化！



ごみ減量化に向けた取組を行っています

ごみステーションでの立会い・排出説明を実施しています

ごみ排出量を減らすため、毎年6月と9月に「全市一斉ごみ減量期間」として、ステーション立会い・排出説明を実施しています。

令和4年度から実施してきたこの取り組みも、今年9月の実施で約500ある全町内会に何うことになります。

期間中は、職員が各地域のごみステーションを訪問しますので、分別の仕方やしき方など、ごみに関することなら何でも質問してください。



ごみステーションでの立会い・排出説明の様子

「キエーロ学習会」を開催しました



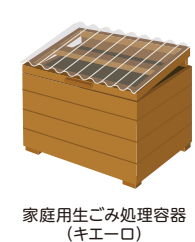
7月22日と24日にキエーロ学習会を開催し、多くの子どもたちと保護者の皆様にご参加いただきました。

施設を見学してごみの現状について教えてもらったり、キエーロを使った生ごみの処理の仕方を学びました。「キエーロって意外と簡単！」や「土にまぜるくらいならできそう！」などの声も聞こえてきました。学んだことをぜひ実践してみましょう！

生ごみ減量の補助金をぜひご活用ください

令和7年4月から家庭用生ごみ処理容器(キエーロ等)や家庭用生ごみ処理機(電動式等)などの購入を支援するごみ減量事業補助金を拡充しました。ぜひご活用ください。

品名		前年度まで	今年度
①家庭用生ごみ処理容器(キエーロ、コンポスト等)	子育て世帯枠	補助率2/3 上限4,000円	補助率2/3 上限24,000円
	一般枠	補助率1/2 上限3,000円	補助率1/2 上限18,000円
②家庭用生ごみ処理機(電動式、手動式)		補助率1/4 上限10,000円	補助率1/2 上限20,000円



家庭用生ごみ処理容器(キエーロ)



電動式生ごみ処理機(乾燥式)



ぜひ補助制度を利用しよう！
詳しくはこちら。



出前講座実施中！

～皆さんの集まりに伺います～



市では、事業所や町内会、グループなど皆さんが集まる場所に職員が訪問してごみについて説明を行う出前講座を実施しています。

少人数の事業所やグループでも伺いますのでぜひお声がけください！

ごみに関するテーマ

「事業系ごみの分け方・出し方」、「家庭ごみ処理有料化」、「家庭ごみの分別・減量方法」、「キエーロの使い方」

【編集・発行】 会津若松市 市民部 環境共生課

〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西292-2

電話0242-27-3961 FAX0242-29-1618 Eメール kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

URL: <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

※「キエーロ」は、キエーロ葉山の登録商標です。

特集

家庭でも事業所でもみんなで取り組もう ごみの適正排出と減量化！

家庭ごみの減量にあわせて事業系ごみの減量も重要です

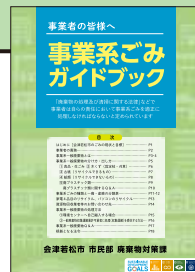
令和5年度の本市の事業系ごみの1人1日あたりの排出量は310グラムであり、全国平均と比較すると約1.2倍で、全国の同規模230自治体中181位(ワースト50位)となっています。また、事業系燃やせるごみの中には、リサイクル可能な資源が混入しています。さらに、令和7年2月定例会議においては市議会から、事業系ごみについて現状を十分に精査し、指導監督などを徹底することとの附帯決議がありました。

市全体のごみを減らしていくためには、令和8年4月から実施する家庭ごみ処理有料化とあわせて、事業系ごみの適正排出と資源化・減量化を進めていくことが必要です。

事業系ごみとは

ごみは、家庭から発生するごみと事業活動から発生するごみに大別されます。また、事業系ごみは、20種類の産業廃棄物と、それ以外の事業系一般廃棄物に分けられます。事業系一般廃棄物も、家庭ごみと同様に本市のごみの排出量として扱われます。

事業系ごみについて詳しくは、「事業系ごみガイドブック」をご覧ください。



事業系ごみの処理責任は事業者にあります

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己責任で適正に処理すること及び3Rの推進などにより廃棄物の減量に努めることが法令により義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理において国及び地方公共団体の施策に協力することが定められています。

資源化できるものは、できるだけ資源物回収業者へ依頼し資源化しましょう。資源化が難しい場合は、ごみ焼却施設へ搬入するか、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に回収してもらいましょう。

事業者の責務

自己処理
責任

3Rの
推進

市施策
への協力

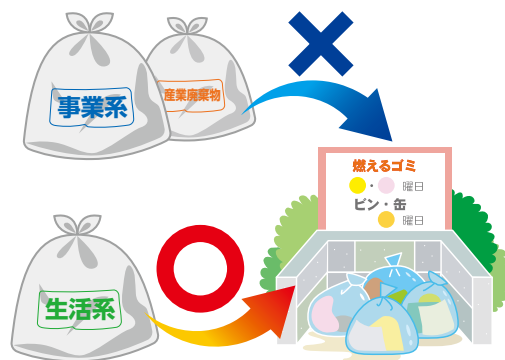


事業所から出るごみを、家庭ごみとして ごみステーションに出すことはできません。

市が収集するのは、一般家庭の日常生活から出る「家庭ごみ」だけです。

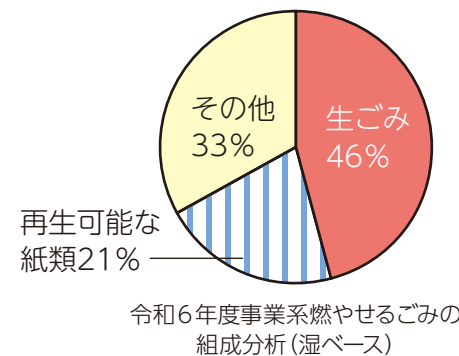
自宅に店舗や事務所がある「店舗併用住宅」では、事業活動から発生するごみは、事業系ごみになります。自宅で農業を営む方も、農業に伴うごみは事業系ごみです。このため、店舗併用住宅では家庭ごみと事業系ごみの分別が必要です。

事業所から出るごみは、町内会に属して会費等を納めていたとしても、ごみステーションに出してはいけません。必ず事業者の責任で処理してください。



事業系燃やせるごみの約7割は資源化できます 「生ごみ」と「古紙」の資源化にご協力ください。

本市の事業系燃やせるごみの中には、堆肥の原料になる「生ごみ」が46%、再生紙にできる「紙類」が21%と、約7割の資源化可能なごみが含まれています。



市内ホテルでも生ごみ分別に取り組んでいます

◆生ごみ

- ①事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に資源化を依頼する(有料)
- ②生ごみを出さないように「3010運動」などに取り組む(無料)

◆古紙

- ①事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に資源化を依頼する(有料)
- ②自社で資源物回収業者に持ち込みする(買い取り)
- ③古紙回収スポットを利用する(無料またはポイント付与)



生ごみや古紙を資源化すると、地域内で経済取引が生まれるため、環境保全だけでなく、地域経済の活性化にも繋がるよ！

事業系ごみの分別・資源化に取り組んでいます

我が社では、よりよい豊かな社会を目指し、共創・共生・共育を理念として地域の課題解決に取り組んでいます。特に環境分野では、地域の豊かな環境を未来に繋ぐため、日常的に社内が発生するごみの分別・資源化を社員全員で徹底し、ごみ削減と焼却の際に発生するCO2削減に努めているほか、周辺地域の清掃活動も定期的の実施しています。



株式会社南進測量社長
原 道夫さん

事業系ごみへの対応

市では、事業系ごみの適正排出を進めるため、次の取組を予定しています。

- 1 事業者の皆様への「事業系ごみガイドブック」の送付と、事業者責任による事業系ごみ適正処理の通知
- 2 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者などからの情報収集による実態把握
- 3 適正処理を行っていない可能性のある排出事業者に対して、文書送付や訪問指導



詳しくはこちら！
「事業系ごみガイドブック」が
欲しい方には、無料でお渡しします



事業系ごみの分け方・出し方

- ①環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する。
- ②事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。

■ごみを出す前に、資源物回収業者へ持ち込むなど、可能な限り資源化をお願いします。